

## 宇佐市規則第 35 号

### 宇佐市景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び宇佐市景観条例（平成 24 年宇佐市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第 2 条 条例第 7 条 2 項の規則で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(事前協議)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議は、宇佐市景観計画区域内行為事前協議書（様式第 1 号）（以下「事前協議書」という。）により行うものとする。

2 次条第 2 項の規定は、事前協議書の提出について準用する。

(届出行為)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、宇佐市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書

(2) 条例第 11 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、適合通知書（様式第 3 号）によりその旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、法第 18 条第 1 項本文に規定する期間を経過していない場合であっても、当該届出に係る行為に着手することができる。

(完了の届出)

第 5 条 条例第 14 条の規定による届出は、宇佐市景観計画区域内行為完了届（様式第 4 号）に位置図及び完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(勧告、命令)

第 6 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は勧告書（様式第 5 号）、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令は命令書（様式第 6 号）により行うものとする。

(公表)

第 7 条 条例第 16 条第 1 項の規定による公表は、宇佐市公告式条例（平成 17 年宇佐市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う方法その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 市長は、条例第 16 条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を勧告公表通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内（法第 18 条第 1 項の規定に反し、又は違反するおそれがあると市長が

認める場合は5日以内)に、勧告の公表に対する意見書(様式第8号)により意見を述べなければならない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第8条 法第20条第1項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、景観重要建造物指定提案書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要建造物の通知等)

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識(様式第11号)によるものとする。

3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第12号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第10条 法第29条第1項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書(様式第13号)により行うものとする。

(景観重要樹木の通知等)

第11条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定に規定する標識は、景観重要樹木指定標識(様式第15号)によるものとする。

3 前項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

4 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第16号)により行うものとする。

(景観まちづくり団体)

第12条 条例第19条第1項に規定する景観まちづくり団体の認定は、次に掲げる要件のすべてを満たしているものについて行う。

- (1) 当該団体の活動が良好な景観の形成に有効と認められるものであること。
- (2) 当該団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) 次に掲げる事項が定められた団体規約を有しているものであること。

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 活動地区

カ 構成員に関する事項

キ 役員の定数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会費及び会計に関する事項

(景観まちづくり団体の認定申請)

第13条 条例第19条第1項の規定による団体の申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり団体認定申請書(様式第17号)
- (2) 団体規約
- (3) 団体の活動地区を示す図面
- (4) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(景観まちづくり団体の認定の通知)

第14条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、景観まちづくり団体の認定をしたときは、景観まちづくり団体認定通知書（様式第18号）により、申請者に通知するものとする。

（景観まちづくり団体の変更の届出）

第15条 景観まちづくり団体の代表者は、当該団体の規約、役員又は役員の氏名若しくは住所に変更があったときは、景観まちづくり団体変更届出書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

（景観まちづくり団体の認定の取消）

第16条 市長は、条例第19条第3項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書（様式第20号）により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

（表彰）

第17条 条例第20条第1項の規定による表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- （1） 自主的かつ積極的な活動により顕著な功績があったもの
- （2） その他景観の形成に貢献したと認められるもの

2 条例第20条第2項の規定による表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- （1） 新しい良好な景観の創出に資するもの
- （2） 歴史的な街なみ景観の形成及び保全に寄与しているもの
- （3） 周辺環境に調和したデザイン、色彩等について特に工夫したもの
- （4） その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

（助成等）

第18条 条例第21条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

（審議会の会長及び副会長）

第19条 宇佐市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の部会）

第21条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（審議会の庶務）

第22条 審議会の庶務は、建設水道部都市計画・高速道対策課において処理する。

（その他審議会の議事運営に関する事項）

第23条 第19条から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第24条の規定は、平成24年10月1日から施行する。